

認定施設ならびに教育関連施設についてのお知らせ

2016年7月
一般社団法人 日本形成外科学会
理事長 細川 互
認定施設認定委員会
委員長 三鍋 俊春

2016年度（第32回）日本形成外科学会認定施設ならびに教育関連施設の申請方法をお知らせいたします。

日本専門医機構による新専門医制度下での研修がスタートしても、数年の間は旧制度の後期研修医と新制度の後期研修医（「専攻医」に改称）が併存する形となります。したがって、新制度が始まってもしばらくの間は旧制度下でのこの「認定施設ならびに教育関連施設」の認定や更新の制度は続けられますのでご注意ください。

【1】データベースを利用できない施設

施設認定の年次報告は、データベースシステムを利用した報告が必須となります。委員長が認めた場合を除き、紙媒体での提出は認められません。どうしてもデータベースが利用できない場合は、その理由を認定施設委員長宛て文書で事前に届け出ていただきます。

本年度より新たに申請する認定施設、教育関連施設については、初年度のみは紙媒体での提出でも認めます。

【2】年次報告書の提出期間、提出方法について

「患者情報」と「手術件数」のデータを保存したCD-Rとその他必要な年次報告書類を送付していただきますが、詳細については改めて会告でお知らせいたします。

【3】審査料・登録料について

認定施設、教育関連施設とも10,000円です。新規の場合、申請書類発行手数料1,000円を審査料と併せて請求いたします。

【参考】認定施設ならびに教育関連施設の条件

1. 認定施設の申請（専門医制度細則第32条参照）

形成外科研修施設の認定の資格は、以下の各項目を充足するもの。

- 1) 臨床研修病院またはそれに準ずる総合的な病院（300床以上）であること。
- 2) 原則として形成外科が診療科として標榜されていること。
- 3) 施設長が形成外科専門医であること。
- 4) 形成外科研修カリキュラムを有すること。
- 5) カリキュラムを満たすに必要な形成外科病床を常時有すること。
- 6) 形成外科手術が、以下の項目のうち8項目中5項目以上を含む内容であること。

ただし、病院に特殊性がある場合、5項目を充足しなくても、特殊な認定施設として認定施設認

定委員会の審査を経て認定することがある。ただし特殊な認定施設における研修は、2年間のみ第19条にいう形成外科研修期間として認められる。

- (1) 外傷 (2) 先天異常 (3) 腫瘍 (4) 瘢痕・瘢痕拘縮・ケロイド (5) 難治性潰瘍
(6) 炎症・変性疾患 (7) 美容(手術のみ) (8) その他(レーザー含む)

7) 形成外科に関する教育研究活動(付記で示した実績点2点以上/年)を行っていること。

付記: 専門医生涯教育委員会が認めた学会・研修会での発表(原則として筆頭演者)1回を1点とする。

単著または筆頭著書による形成外科に関する論文(審査年[2016年1月~12月]に刊行された論文)を2点とする。

なお、論文の掲載誌の条件は、年に2回以上発行されており、査読がある学術雑誌で、第1発表者の所属施設がその施設名であること(病院誌もこれに準じたもので認定施設認定委員会の審査を受ける)。

8) a) 以下の2項目を充足すること。

①入院手術または全麻手術が年間150例以上であること。

②入院手術または全麻手術1例を係数1.0、局麻手術その他1例を0.5とした場合の合計が年間200以上となること。

b) 8項目中9例以下の項目が3項目以内であること。

2. 教育関連施設の申請(専門医制度細則第33条参照)

教育関連施設への申請は、上長となる認定施設が行う。

教育関連施設の申請資格は次の各項を充足すること。

1) 形成外科専門医が常勤している。

2) 形成外科に関する教育研究活動(付記で示した実績点1点以上/年)を行っていること。

付記: 専門医生涯教育委員会が認めた学会・研修会での発表(原則として筆頭演者)1回を1点とする。

単著または筆頭著書による形成外科に関する論文(審査年[2016年1月~12月]に刊行された論文)を2点とする。

なお、論文の掲載誌の条件は、年に2回以上発行されており、査読がある学術雑誌で、第1発表者の所属施設がその施設名であること(病院誌もこれに準じたもので認定施設認定委員会の審査を受ける)。

3) 以下の2項目を充足すること。

①入院手術または全麻手術が年間80例以上あること。

②入院手術または全麻手術1例を係数1.0、局麻手術その他1例を係数0.5とした場合の合計が年間130以上となること。

3. 教育関連施設美容外科の申請(専門医制度細則第34条参照)

教育関連施設への申請は、上長となる認定施設が行うこと。

教育関連施設美容外科の申請資格は次の各項を充足すること(ただし、充足していても未承認の場合があります)。

1) 親となる施設の所定の推薦状がある。

2) 形成外科専門医が常勤している。

3) 形成外科年間カリキュラムを有する。

4) 形成外科に関する教育研究活動(付記で示した実績点1点以上/年)を行っていること。

付記: 専門医生涯教育委員会が認めた学会・研修会での発表(原則として筆頭演者)1回を1点とする。

単著または筆頭著書による形成外科に関する論文（審査年〔2016年1月～12月〕に刊行された論文）を2点とする。

なお、論文の掲載誌の条件は、年に2回以上発行されており、査読がある学術雑誌で、第1発表者の所属施設がその施設名であること（病院誌もこれに準じたもので認定施設認定委員会の審査を受ける）。

5) 以下の2項目のいずれかを充足すること。

①入院手術または全麻手術が年間80例以上あること。

②入院手術または全麻手術1例を係数1.0、局麻手術その他1例を係数0.5とした場合の合計が年間130以上となること。

※以下の施設等は特殊な認定施設とし、その研修期間を上限2年間認める。

①こども病院 ②がんセンター ③熱傷センター ④救命・救急センター ⑤手の外科施設

※新たに設立された施設が新規として申請し、認定施設あるいは教育関連施設として認定された場合のみ、報告年度より研修施設として認められる。

※**医育機関**においては、少なくとも形成外科が独立した診療科として標榜されていることが必要です。例えば、「皮膚科内形成外科診療班」などの、他科診療科内の形成外科診療班の場合は、承認されませんので、ご認識の上、新規申請を行って下さい。

認定施設認定委員会 委員

三鍋 俊春（委員長／関東）

古川 洋志（北・東）、漆館 聡志（北・東）、小川 令（関東）、亀井 讓（中部）

垣淵 正男（関西）、木股 敬裕（中・四）、力丸 英明（九・沖）